

JOYO BANK NEWS LETTER

2025 年 9 月 30 日

伴走支援サービス「みらい承継サポート（愛称：円（まどか）」の開始について

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、「人生 100 年時代」への取り組み※の一環として、生前～逝去後までの資産管理・資産承継や各種お手続きにかかるお悩みをワンストップでサポートする伴走支援サービス「みらい承継サポート（愛称：円（まどか）」の取り扱いを下記のとおり開始いたします。

本サービスは、お客さまの財産状況や家族状況やご意向等に応じて、「財産管理サポート」「財産承継サポート」「逝去後サポート」の中から最適なサービスを組み合わせてご案内し、導入のご検討や導入後の定期的な見直しをサポートしていく伴走支援サービスです。

当行は、長寿高齢化における社会課題への取り組みを継続し、地域社会とともに持続的な発展を目指してまいります。

※当行の「人生 100 年時代に向けた取り組みの全体像」は、別紙をご参照ください。

記

1. 取り扱い開始日

2025 年 10 月 1 日（水）

2. サービス概要

名 称	みらい承継サポート（愛称：円（まどか）） ～財産も、家族も、すべて「円」満に～
メニュー	生前～逝去後／資産管理・資産承継や各種お手続きに関するニーズに ワンストップで対応いたします。 ①生前の財産管理に関するお悩み：財産管理サポート ②万が一の際の財産承継に関するお悩み：財産承継サポート ③万が一の際の財産以外の各種お手続きに関するお悩み：逝去後サポート
費 用	無料（個別のサービスをご利用の際は、制定の手数料がかかります）

以 上



常陽銀行



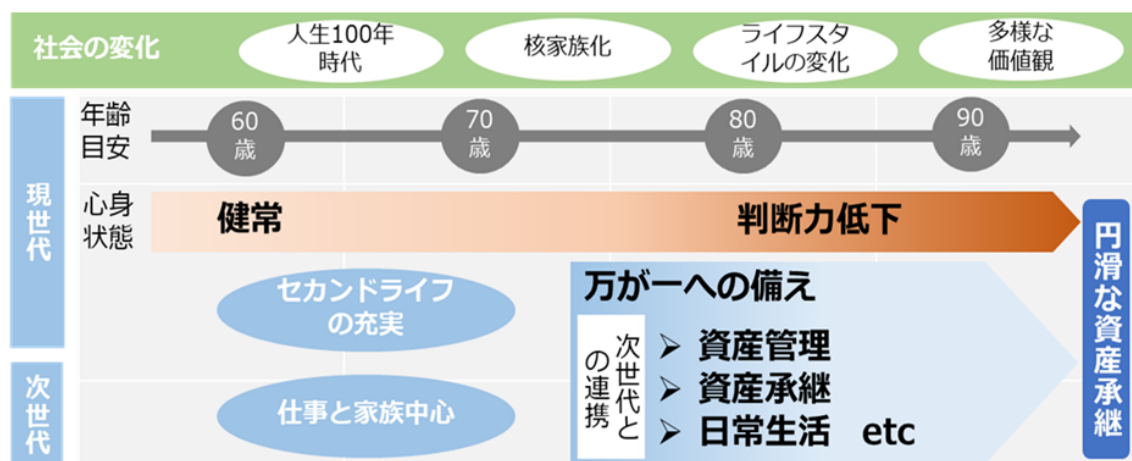
常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151(代表) www.joyobank.co.jp

人生100年時代に向けた取り組みの全体像

地域の皆さまが安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けて、長寿化に伴う高齢期間の長期化に備えるための金融商品・サービスの提供や、外部機関と連携したさまざまなサービスのご紹介に取り組んでいます。



高齢社会に対応した取り組み

資産管理

- ご家族等代理人によるお取引のサポート
- 信託を活用した認知症対策
 - ・遺言代用信託（代理人選任特約付）
- 身元保証・任意後見サービスの提供
- 不動産の活用
 - ・リバースモーゲージ型住宅ローン
 - ・リースバックの取り扱い

資産承継

- スマート相続口座「あんしんボタン」
- 信託を活用したサービスの提供
 - ・遺言信託、遺言代用信託

伴走支援サービス

- みらい承継サポート「円（まどか）」

非金融サービス

- 各種専門事業者との連携による生活支援メニュー（ご紹介可能サービス例）
 - ・見守りサービス
 - ・家事代行サービス
 - ・リフォーム業者のご紹介
 - ・介護施設のご紹介
 - ・家系図作成サービス
- 多様なお客様ニーズに対応したサービスの拡充
 - ・情報承継サービス（あんしんノート）
- 空き家関連サービス
 - ・実家じまい相談サービス

体制整備

<行内体制整備>

- 高齢者専門担当者（マイフルポーター）の配置
- 顧客提案ツール「スマイル・ナビゲーション」の活用
- 研修・教育体制の拡充（認知症サポーター等）
- 二セ電話詐欺被害防止への対応

<外部機関との連携>

- 「人生100年時代応援セミナー」の実施
- 各市町村・地域包括支援センターとの連携
 - ・高齢者等見守りの実施（茨城県内全市町村と協定）
 - ・地域住民への啓発活動、ホームページに特設ページ設置
 - ・日常生活自立支援事業の紹介



常陽

みらい承継サポート

～ 愛称:円(まどか)～

～財産も、家族も、すべて「円」満に～



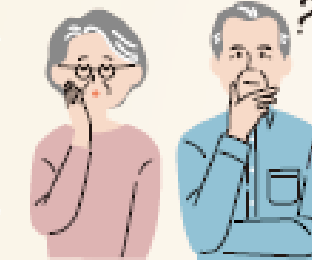
相続対策や終活をご検討中の
お客さまに寄り添います

concept

核家族化の進行や価値観の多様化、認知症リスクの増加等により、お客さまのお悩みごとや不安は多様化しています。私たち常陽銀行は、お客さまご自身そして家族・次世代の「みらい」を一緒に見据えながら、最適な対策をエスコートしていくことで、お客さまが築かれてきた「財産」も「ご家族の縁」も、すべて「円満」に繋ぐお手伝いをさせていただきます。

認知症になったら、
誰にお金の管理を
まかせよう？

遺された家族に
相続手続きの負担を
かけたくない



大切な人に
「財産」をしっかりと
渡したい

葬儀やお墓といった
財産以外の手続きも
専門家に託したい

生前の対策も、相続時の対策も
財産に関すること、財産以外の想いに関すること



状況やご意向に合わせて、ワンストップでエスコートします

Step 1 現状の「見える化」と「想い」の整理

まずは、お客さまの現状を丁寧にお伺いし、家族状況や関係性、資産の状況、そして何よりも「これからどう生きたいか」という想いを整理するお手伝いをします。

Step 2 具体的な「計画」と「実行」

次に、Step1で明確になった想いや整理された情報をもとに、優先順位を決めて具体的な「計画」を練るとともに、最適なソリューションをご案内することで、「実行」をお手伝いします。

Step 3 未来への「承継」

計画を実行に移した後は、生活の状況に応じて、定期的に内容を見直すお手伝いをし、お客さまが安心して日々を過ごせるよう伴走します。

1 財産管理サポート

認知症や介護に備えながら、想いを「つなぐ」お手伝い

チェックシート



こんなご心配ごとございませんか？

- ☐ 認知症等になった場合、信頼できる家族に財産管理を任せたい
- ☐ 入院や施設入居後も、家族が医療費等を引き出せるようにしておきたい
- ☐ 相続発生時に必要資金を簡単に引き出せるようにしておきたい

遺言代用信託「とどく想い」



遺言のようにあらかじめ資金の受取人や受け取り方法を信託契約で設定することで、相続発生後、遺産分割協議の手続きなしに受取人が資金を簡単に引き出せるサービスです。

また、あらかじめ受益者代理人を設置し、信託財産の一部を引き出す権限を付与することで、認知能力が低下した際も、当該代理人が委託者(本人)に代わり、医療費や介護費用等の資金を引き出すことができます。



2 財産承継サポート

大切な人への「ありがとう」を確かなカタチで「つなぐ」お手伝い

チェックシート



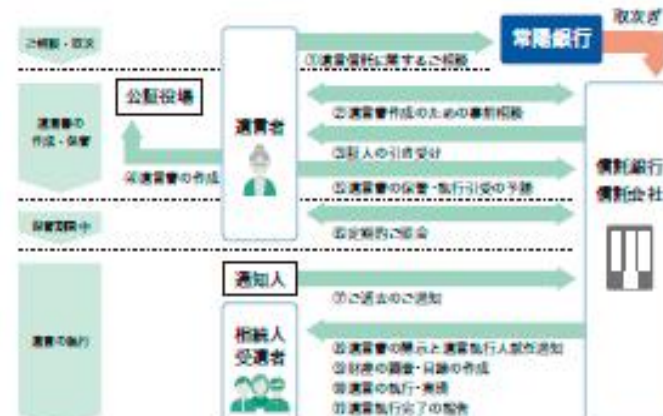
こんなご心配ごとございませんか？

- ☐ 子どもがいないので、妻(夫)に全てを残したい
- ☐ お孫様や甥御さま・姪御さまといった方にも財産を渡したい
- ☐ 介護や看護など特に世話になった人がある
- ☐ 相続人間でもめ事が起きないように配分割合を決めて置きたい
- ☐ 相続手続きで家族に迷惑をかけたくない

「遺言信託」



遺言書の作成、保管、相続発生後の遺言執行までをトータルでサポートするサービスです。遺言執行者を指定することで、ご自身に意向に沿った財産の配分を実現することが出来るとともに、相続人の相続手続きの負担も軽減することが出来ます。(お取次ぎサービス)※



※お客様のニーズに応じて別紙提案書をご紹介いたします

3 逝去後サポート

ご自身の意向を叶え、残された方への配慮を「つなぐ」お手伝い

チェックシート



こんなご心配ごとございませんか？

- ☐ 子どもが遠隔地に住んでいたり、仕事で多忙であり、万が一の際に迷惑をかけたくない。
- ☐ 子どもがいないので、妻(夫)の負担をかけたくない。
- ☐ 身寄りがなく、葬儀や逝去後の手続きを託せる人がいない。
- ☐ 逝去後の対応について、自身の希望を反映させたい。

死後事務委任サービス



亡くなった後に必要となる葬儀の手配、行政手続き、各種契約の解約などの事務処理を、予め専門家に委任するサービスです。遺言では実現できない細かな希望を反映させたり、残された家族の負担を軽減することが可能です。(お取次ぎサービス)※

死後事務委任契約でできることの一例



※お客様のニーズに応じて別紙提案書をご紹介いたします